

令和 6 年度

社会人特別選抜 学生募集要項

静岡県立大学短期大学部

〒422-8021 静岡県静岡市駿河区小鹿 2 丁目 2 番 1 号
TEL (054) 202-2610

目 次

○アドミッション・ポリシー(入学者受入方針) ······	1
○カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針) ······	2
○ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針) ······	5
○学生募集要項 ······	7
1 募集人員 ······	7
2 出願資格 ······	7
3 出願手続 ······	7
4 選抜方法 ······	10
5 試験期日・試験会場・試験時間 ······	10
6 合格発表 ······	10
7 入学手続 ······	11
8 入学科料・授業料等の納入金 ······	12
○学科等概要	
◇歯科衛生学科 ······	14
◇社会福祉学科 ······	16
◇こども学科 ······	18
◇一般教育等 ······	19

<この要項に添付されている出願書類>

(A) 入学願書 (B) 写真票 (C) 受験票 (D) 入学検定料振込確認票

(E) 入学者選抜試験受験特別措置協議申請書

(その他)

志望理由書 入学検定料振込用紙 出願書類等提出用封筒 入学試験連絡用封筒

連絡用シール

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

静岡県立大学短期大学部は、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という本学の目的を理解し、本学で学びたいという意欲を持つ学生を求めています。

こうした学生を受け入れるため、静岡県立大学短期大学部では、多様な選抜方法と多元的な評価尺度による入学者選抜を実施しています。

各学科の求める学生像

歯科衛生学科

歯科衛生学科は、次のような学生を求めています。

- ・健康に関心があり、歯科衛生士として社会に貢献したいという意欲がある人
- ・基礎的な知識・学力を有し、自ら考えて学ぼうとする人
- ・生涯にわたり学び続け、人間としての成長をめざす人

専門知識の修得に必要な学力を有し、周囲の人々と協働し口の健康を通して、社会に貢献する歯科衛生士をめざし、理論的、実践的な学習により主体的に考え方学ぶ力、問題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力を身に付けられる人を求めています。

社会福祉学科

社会福祉学科は、次のような学生を求めています。

- ・基礎的な学力を有し、専門職（社会福祉士、保育士、介護福祉士）として社会に貢献したいという意欲がある人
- ・人や社会に関心をもち、インクルーシブな共生社会の実現にむけて積極的に取り組める人
- ・自ら考えて学ぶ意欲があり、多様な人々と連携・協働できる人

専門知識の修得に必要な学力を有し、社会福祉の基盤となる人間尊重の原理を根底に、幅広い領域で活躍できる専門職として、論理的な思考力、的確な判断力、主体的な行動力、他者とのコミュニケーション能力、総合的な問題解決能力を身に付けられる人を求めています。

こども学科

こども学科は、次のような学生を求めています。

- ・保育への情熱と豊かな感性を持ち、専門性を身に付ける上で十分な基礎的学力を有する人
- ・子どもと、子どもを取り巻く環境に深く興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲の高い人
- ・周りの人々と協働しつつ社会に貢献しようとする思いを持つ人

専門知識の修得に必要な基礎的学力を有し、保育者として自ら学び続けていく力を理論的、実践的な学習を通して身に付けられる人を求めています。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

静岡県立大学短期大学部では、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とし、歯科衛生学科、社会福祉学科、こども学科を設置しています。各学科ではこの目的に沿ったディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成しています。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

- 1 教養科目「人間と社会生活の理解」「科学的思考の基礎」、専門科目「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の基本的枠組みにより、歯科衛生に関する知識と技術を基礎から応用まで段階的に学び、相談援助関連の科目を配置し、歯科衛生が実践できるコミュニケーション能力を育成する。
- 2 教養科目「科学的思考の基礎」の学びを基礎に、「専門基礎教育科目」に歯科衛生統計学を配置し、「専門教育科目」での実習及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、論理的視点を培う。
- 3 問題解決型授業や演習などを組み込んだ科目及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、人々の健康における諸問題を発見、分析し、解決へつなげる力を養う。
- 4 社会保障、保健医療福祉サービス関連科目及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 5 健康科学、社会福祉、介護福祉及び生命倫理関連科目の履修を通して、専門職業人としての良識と倫理観を養い、他職種と協働、連携ができる能力を醸成する。
- 6 教養科目「人間と社会生活の理解」の学びを基礎に、歯科衛生に関する科目に加え、隣接医学、食生活、歯科受療支援関連の科目を展開し、健康を多面的にとらえ、対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識を養う。

1年次には、教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次には、専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等を段階的に学び、3年次には、多様な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法を更に深く学べるように編成しています。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

社会福祉学科

社会福祉学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

(社会福祉専攻)

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「健康とスポーツ」「総合」の群により、問題解決力と論理的思考力を養う。「人間と自然環境」「知の技法」では、コミュニケーション・スキルや数量的スキル及び情報リテラシーの能力を養う。
- 2 社会福祉の基礎となる科目では、社会福祉制度の仕組みを理解し、人間の価値や尊厳・福祉観の形成及び倫理観と自己管理力を培う。
- 3 社会福祉士養成に関する科目では、利用者のニーズ把握と相談援助ができ、高度な社会福祉専門的知識と技術を有し、市民としての社会的責任を遂行する能力を養う。
- 4 学科共通科目では、保健医療分野と連携しチームワーク、リーダーシップなど他者と協調・協働して行動できる能力と生涯学習力を養う。
- 5 保育士養成に関する科目では、保育の本質、目的、内容及び方法について学び、多様な現代的ニーズに対応できるように、論理的思考力と創造的思考力を身に付ける。
- 6 保育実践演習・卒業研究では、実習等を通じてこれまで獲得した知識、技能、態度を総合的に活用し、統合的な学習経験と自己管理力や生涯学習力を養う。

(介護福祉専攻)

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「人間と自然環境」「知の技法」「健康とスポーツ」の群により、社会に貢献する人材の基盤となる、豊かな人間性、倫理観、総合的判断力を養う。
- 2 介護福祉論、認知症の理解、障害者の生活の理解等の科目に加え、基礎介護技術、生活支援技術、応用介護技術等を段階的に学ぶことで、利用者の生活を支える専門的知識・技術を身に付ける。
- 3 人間関係と援助技術、介護実習等の科目を土台として、福祉経営とリーダーシップ等を学ぶことで、他者との連携・協働、目標達成に向けたマネジメントなど、チームワークやリーダーシップに係る基礎的能力を養う。
- 4 介護過程や基礎介護技術等を土台として、発展介護過程、発展介護技術等の学びを通して、利用者の介護に係る論理的思考力や創造的思考力を身に付ける。
- 5 介護実習をはじめ、他の専門科目での学びを総合的に活用することで、介護福祉の実践者として自身の行動を律するとともに、生涯にわたって学び続ける能力を養う。

1年次には、社会福祉の基礎的知識を学び、人々の暮らしの中の様々な生活課題について、論理的思考力やニーズ把握等に対応できる専門的な知識を学びます。2年次には、サービス利用者に対する支援の方法等について学びます。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

こども学科

こども学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「人間と自然環境」「知の技法」「健康とスポーツ」群からなる授業科目を通して基礎力を養い、時代の要請と地域社会にこたえる保育を創り出す力を養う。
- 2 保育の基礎理論、或いは現代的な課題に関する科目では、保育の意義と理念、子どもの心身の発達と学びの過程、保育の方法及び技術等を系統的かつ段階的に学び、保育活動を創造、展開する能力を養う。
- 3 保育の計画及び指導法に関する科目では、子ども理解に基づいた保育の立案や、保育内容の指導法を獲得することにより、子どもの実態に応じた教育・保育活動を創り出すことのできる能力を養う。
- 4 保育の技術に関する科目では、保育の表現技術を学び、子どもの表現について深く理解すると同時に、自らの表現技術を高め、実践力を育成する。
- 5 相談と援助に関する科目では、相談・援助の理論と方法の知識を獲得することにより、他の保育者や保護者、更には地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を養う。
- 6 卒業研究では、主体的に課題を見つけて考察し、研究しようとする態度と力を養う。

1年次には、教養科目を通して保育の専門職に必要とされる教養を学び、専門科目では保育の専門職に必要とされる理論的基礎と実践的知識を修得し、2年次には1年次で学んだ内容を土台として、段階的に専門の学びを深められるように編成しています。1年次後期より、教育実習と保育実習が組み込まれ、講義と演習で獲得した知識と技術を実践力に結びつける能力を養います。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

静岡県立大学短期大学部では、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的としています。これを達成するために設定された教養科目及び専門科目を履修し、所定の単位を修得した者は、卒業が認定されます。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな専門職を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の期間在学して卒業に必要な単位を修得した者は、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与されます。

- 1 歯科衛生に関する専門的知識、技術、コミュニケーション能力を有している。
- 2 論理的思考力と問題解決能力を備えている。
- 3 歯科衛生を実践する者としての役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる。
- 4 豊かな人間性と高い倫理観を有し、他職種と協働・連携することができる。
- 5 人々の健康づくりに貢献し、生涯学習に努めることができる。

社会福祉学科

社会福祉学科では、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる人間性豊かな社会福祉専門職を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の条件を満たした上で単位を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与されます。

- 1 豊かな教養と共に、人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重し、行動することができる倫理観を有している。
- 2 地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的に発展・向上させることができる専門的知識・技術を有している。
- 3 サービス利用者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携しチームワーク、リーダーシップなど他者と協調・協働できる能力を有している。
- 4 多様な福祉ニーズに対応できるような、論理的思考力や創造的思考力を有している。
- 5 専門職業人としての自己管理力や生涯学習能力を備えている。

こども学科

こども学科では、多様化する教育・保育ニーズに対応した高度な専門知識と実践能力に加え、社会人としての教養及び豊かな人間性を持ち、自ら学び続けることのできる保育者を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の条件を満たした上で単位を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（こども学）の学位が授与されます。

- 1 幅広い教養、専門的な知識・技術をもとに、教育・保育活動を主体的に創り出す力を有している。
- 2 子どもの発達や、様々な立場の子どもへの理解を土台にして、教育・保育活動を創造、展開する力を備えている。
- 3 自らの構想する教育・保育活動を、身体や言葉などで表現することができる保育実践力を有している。
- 4 他の保育者や保護者、さらには地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を備えている。
- 5 主体的に課題を見つけて考察し、探求しようとする課題解決能力を備えている。

静岡県立大学短期大学部　社会人特別選抜　学生募集要項

1 募集人員

学科・専攻	修業年限	募集人員
歯科衛生学科	3年	若干名
社会福祉学科	社会福祉専攻	2年
	介護福祉専攻	2年
こども学科	2年	若干名

2 出願資格

令和6年4月1日現在22歳以上の者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（出願資格の認定は下記の※印のとおりとする）

※ 外国人卒業生（令和6年3月卒業見込みの者を含む）等で出願資格の(8)により出願しようとする者は、令和5年9月21日（木）までに静岡県立大学短期大学部学生室（電話番号 054-202-2610）に申し出て、出願資格認定審査の手続きについて指示を受けてください。

3 出願手続

(1) 出願期間

令和5年11月2日（木）～令和5年11月9日（木）午後5時まで（必着のこと）

(2) 出願方法

(4)に掲げる出願書類等の郵送により出願してください。この場合、この要項に添付してある所定の出願用封筒により、書留速達で郵送してください。出願者が持参しても受け付けません。

(3) 出願先

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号
静岡県立大学短期大学部学生室

(4) 出願書類及び入学検定料

(A) 入学願書	この要項に添付してある所定の用紙の必要事項をすべて記入してください。
(B) 写真票	
(C) 受験票	(D) には入学検定料振込後に金融機関窓口で返却される「振込金受領証明書（大学提出用）」を所定欄に貼り付けてください（取扱店収納印がないものは無効です）。
(D) 入学検定料 振込確認票	
高等学校等の 卒業証明書	(1) 出願資格(1)～(5)にかかる出身高等学校長等が発行したもの。ただし、結婚等で氏名が変わっている場合には戸籍抄本を添付してください。 (2) 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験の「合格証明書」及び「合格成績証明書」を提出してください。
志願理由書	この要項に添付してある所定の用紙を使用してください。
在留資格を有することを証明する書類 (該当者のみ)	市区町村長発行の住民票（在留資格、在留期間が明示されているもの）
連絡用シール	この要項に添付してある所定のシールに、出願者の住所、氏名、郵便番号を記入してください（切手は不要）。
入学検定料	18,000円を、この要項に添付してある振込用紙により振り込み、「振込金受領証明書（大学提出用）」を「(D) 入学検定料振込確認票」に貼り付けて提出してください。 ※振込方法等については9ページの「(7) 入学検定料の振込について」を参照してください。
入学試験連絡用封筒	受験票等送付用のあて先（郵便番号・住所・氏名）を記入し、244円分の切手を貼ってください。氏名の後の「様」は消さないでください。

(5) 出願上の注意事項

- ① 出願書類の必要事項の記入漏れ等がある場合は受理しないことがあります。
- ② 受理後の出願内容の変更は認めません。
- ③ 出願後、氏名又は住所（連絡先）を変更したときは、速やかに本学に届け出してください。
- ④ 受理後の出願書類及び入学検定料は返還しません。

(6) 障害等のある入学志願者の事前相談

障害等のある入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある場合は、原則として令和5年10月6日（金）までに「(E) 入学者選抜試験受験特別措置協議申請書」により、本学と協議するようにしてください（協議内容は合否には影響しません）。

また、必要に応じ、本人又はその立場を代弁できる者と面談を行うことがあります。

(7) 入学検定料の振込について

入学検定料は、この要項に添付してある振込用紙を使用して金融機関（ゆうちょ銀行及び郵便局を除く）窓口から振り込んでください。

【振込期間】令和5年10月17日（火）から令和5年11月8日（水）まで

※金融機関の営業日・営業時間などに注意し、出願書類の提出期限（必着）に間に合うように準備してください。入学検定料を上記振込期間内に振り込んでも、出願書類が期限（令和5年11月9日（木）午後5時必着）までに提出されなければ、出願は受理しません。

- ① ゆうちょ銀行及び郵便局を除く全国すべての金融機関（銀行、信用金庫、信用組合及び農協等）から振り込めます。
- ② 静岡銀行、スルガ銀行及び清水銀行の本支店窓口から振り込む場合には振込手数料はかかりません。それ以外の金融機関から振り込む場合には振込手数料がかかります。
- ③ 必ず金融機関の窓口で振込手続をしてください。ATM（現金自動預け払い機）、インターネット等機械処理での振込みはしないでください（ATM、インターネット等で振り込まれた場合、振込者の特定ができなくなります）。
- ④ 振込後、金融機関窓口にて返却される「振込金受取書」及び「振込金受領証明書（大学提出用）」に取扱店収納印（領収日付印）が押印されていることを確認してください。
- ⑤ 「振込金受取書」は受験票が届くまで大切に保管してください。
- ⑥ 「振込金受領証明書（大学提出用）」は「(D) 入学検定料振込確認票」に貼付し、出願書類として提出してください。取扱店収納印が無いものは無効です。

(8) 入学検定料の返還について

一度受理した出願書類及び入学検定料はいかなる理由があっても返還しません。ただし、次のア～エのいずれかに該当する場合には、入学検定料を返還します。

- ア 入学検定料を振り込んだが、出願しなかった。
- イ 入学検定料を誤って二重に振り込てしまった。
- ウ 出願書類等の不備により受理されなかった。
- エ その他特別な事情により静岡県立大学短期大学部学長が認めた場合。

18,000円から振込手数料を差し引いた金額を返還します。入学検定料の返還を受ける場合には、本学ホームページより「入学検定料返還請求書」を印刷し、必要事項を記入の上、入学検定料の支払いを証明する書類（入学検定料振込金受領証明書）及び振込先口座の通帳の写しを添付して、静岡県立大学短期大学部学生室へ提出してください。

提出期限 令和5年12月25日（月）

送付先 〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号
静岡県立大学短期大学部学生室

4 選抜方法

(1) 提出書類、小論文及び面接の結果を総合して行います。

(2) 配点比率 (%)

学科・専攻	書類審査	小論文	面接
歯科衛生学科	—	60	40
社会福祉学科	社会福祉専攻	50	50
	介護福祉専攻		
こども学科	—	50	50

5 試験期日・試験会場・試験時間

(1) 試験期日等

試験期日 令和5年11月25日（土） 予備日 11月26日（日）

試験会場 静岡県立大学短期大学部 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号

受付時間 9:00～9:30

(2) 試験時間等

学科・専攻	時間割	
	10:00～11:20	12:30～17:00
歯科衛生学科		
社会福祉学科	社会福祉専攻	小論文
	介護福祉専攻	
こども学科		面接

(注) 1 歯科衛生学科の面接は、原則として2回（集団・個人）行います。

こども学科は、原則として個人面接を2回行います。

2 荒天等により11月25日（土）に実施できない場合は11月26日（日）に実施します。時

間割等は、25日（土）の午前6時30分までに短期大学部ホームページでお知らせします。

3 自家用自動車の構内への乗り入れは禁止します。また、近隣の店舗駐車場への駐車や路上駐車をしないでください。

4 試験当日は、受験票、筆記用具、昼食を持参してください。

6 合格発表

発表期日 令和5年12月8日（金）

発表方法 受験者全員に合否を本人あて郵便で通知し、合格者には合格通知書を同封します。

電話等による合否の問い合わせには一切応じません。

※社会人特別選抜が不合格になった場合でも、本学の一般選抜に出願することができます。

7 入学手続

(1) 一次手続

手続期限	令和6年1月15日（月）午後3時まで 原則として【特定記録】で郵送のこと		
送付先	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号 静岡県立大学短期大学部学生室		
提出書類	宣誓書（本学所定のもの） 合格通知時に指定した書類		
納入金	入学料	県内の者	84,600円
		県外の者	219,900円

(注) 1 「県内の者」とは、本人又は配偶者若しくは一親等の親族が令和6年1月1日現在において、引き続き1年以上静岡県内に住所（住民票記載）を有している者をいいます。

2 入学料については、変更する場合があります。

(2) 二次手続

一次手続終了後、本学から二次手続用の書類及び入学までの案内に係る書類一式を1月下旬までに送ります。内容をよく確認し、二次手続は令和6年3月25日（月）までに行い、諸費を郵便為替により納入してください。

(3) 手続上の注意事項

- ① 合格者が、令和6年1月15日（月）の午後3時までに一次手続を完了しない場合は、入学を辞退したものとみなします。
- ② 本学の一次手続を完了した後、特別な事情が生じ入学を辞退する場合は、「入学辞退届」により、本学の許可を得なければなりません。
- ③ 納入した入学料及び提出書類は返還しません。
- ④ 入学手続の詳細については、合格通知書と併せ通知します。

8 入学料・授業料等の納入金

(単位：円)

区分	学科	歯科衛生学科		社会福祉学科		こども学科	
		県内の者	県外の者	県内の者	県外の者	県内の者	県外の者
	入学料	84,600	219,900	84,600	219,900	84,600	219,900
	授業料（年額）		390,000		390,000		390,000
諸費	傷害・賠償保険		13,500		9,000		9,000
	後援会費		49,000		38,000		38,000
	学生会費		12,400		8,500		8,500
	同窓会費		10,000		10,000		10,000
	抗体検査		9,482		9,482		9,482
	小計		94,382		74,982		74,982
	初年度納入金額計	568,982	704,282	549,582	684,882	549,582	684,882
	うち、入学時納入金	178,982	314,282	159,582	294,882	159,582	294,882

- (注) 1 授業料の納入は、年2回（前期、後期）の分納制です。
- 2 入学時納入金の納入は2回に分けて行います。一次手続の際に入学料を納入し、二次手続の際に諸費を納入します。
- 3 上記の納入金のほか、在学中に教科書代が60,000円～110,000円程度必要となります。また、別途、歯科衛生学科の被服費・実習材料費が160,000円程度、社会福祉学科及びこども学科の学外実習経費が50,000～100,000円程度必要となります。
- 4 上記の納入金額は令和5年度の実績であり、変更する場合があります。

◎授業料の減免制度

国の「高等教育の修学支援制度」の対象となる者について、授業料及び入学料が全額又は一部免除となります。経済的理由又は不測の災害などのため、授業料の納入が困難と認められる者について、授業料の全部又は一部を免除する制度があります。詳しくは、学生室に問い合わせてください。

入学者選抜に係る問い合わせ

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号

静岡県立大学短期大学部学生室 TEL(054)202-2610

[歯科衛生学科]

<学科の教育目的>

歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する。

<教育目標>

- 1 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。
- 2 臨床現場における歯科衛生士の役割と責任を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 3 専門知識と技術に裏付けられた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。
- 4 保健・医療・福祉の複合のなかで、高齢者や障害者などを対象とする歯科保健活動及び管理を適切に行うために、豊かな協調性と良識をもった社会人として、異なる職種のスタッフと連携や協力ができる知識や態度を養う。

<学科の特色>

1 保健医療と福祉の連携による教育

活力ある豊かな高齢化社会の実現に寄与するため、福祉の従事者などとの連携の上に、歯科衛生士が歯科保健の立場から地域保健を実践するための知識の習得ができるように、社会福祉学科と連携した取組を行っています。

2 地域歯科保健の推進者の育成

地域歯科保健の推進者として活躍できる歯科衛生士を育成するため、学内、学外の実習などを通じて、様々な場面における歯科保健指導力を習得できる教育を行っています。

3 実習教育の充実

歯科診療所などの歯科医師との連携や、地域福祉の一環としての高齢者や障害者に対する歯科衛生の方法について、実際に歯科医院・病院や保険福祉施設などにおける豊富な実習を通じて、習得できる教育を行っています。

<求める学生像>

- ・健康に関心があり、歯科衛生士として社会に貢献したいという意欲がある人
- ・基礎的な知識・学力を有し、自ら考えて学ぼうとする人
- ・生涯にわたり学び続け、人間としての成長をめざす人

<取得できる資格>

歯科衛生士国家試験受験資格

<卒業後の進路>

県内外の歯科診療所、総合病院口腔外科、市町村保健センター、口腔保健センター、障害者歯科保健センター、歯科医師会、介護保険施設、事業所歯科、四年制大学や専攻科への進学など

<歯科衛生士の業務>

歯科衛生士国家試験に合格し、免許申請、登録を行うと、歯科衛生士として業務を行うことができます。歯科衛生士は、人びとの歯科疾患の予防および口腔衛生の向上を図ることを目的として、歯科予防処置、歯科診療の補助および歯科保健指導を行う専門職です。

近年では、病院・保健・福祉施設における健康管理にも歯科衛生士が深く関わるようになってきており、保健・医療・福祉分野の他職種との密接な連携のもとに活動する場が広がりつつあります。

1 歯科予防処置

歯科医師の指導の下に、歯と口腔の疾患の予防処置として、歯面の付着物や沈着物の機械的操作による除去や、歯と口腔に対しての薬物塗布などを行います。歯科予防処置は、歯科衛生士と歯科医師のみ行うことができます。

2 歯科診療の補助

歯科診療が安全かつ円滑に進むよう、患者の心身の状態に配慮しながら、歯科診療の全般にわたって補助を行います。主治の歯科医師の指示があった場合には、診療機械を使用する補助や、医薬品の授与等も行います。

3 歯科保健指導

歯科衛生の専門職として、対象者の歯科衛生にかかわる問題を整理し、対象者やその周りの方々とともに問題解決方法を考え、口腔清掃、食生活、口腔機能向上、生活習慣等に関して問題解決のための支援を行います。

[社会福祉学科]

<学科の教育目的>

社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。

- 1 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を養成する。
- 2 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する。

<教育目標>

- 1 地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的に発展向上させる能力を養う。
- 2 多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力を養う。
- 3 対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養う。
- 4 人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力を養う。
- 5 社会福祉専攻では、相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成する。また、介護福祉専攻では、視野が広く応用力のある介護福祉士を育成する。

<学科の特色>

- 1 少人数教育を基本とし、講義・演習・実習においてきめ細やかな教育を行います。
- 2 充実した専任の教授陣と整備された教育環境によって、専門の教育を行います。
- 3 多彩な分野の教養科目を用意し、学生の関心に応じた高い教養教育を行います。
- 4 社会福祉士、保育士、介護福祉士のそれぞれについて、資格取得に対して積極的な支援を行います。
- 5 卒業生に対して、個々の必要性に応じて相談支援を行います。

<求める学生像>

- ・基礎的な学力を有し、専門職（社会福祉士、保育士、介護福祉士）として社会に貢献したいという意欲がある人
- ・人や社会に関心をもち、インクルーシブな共生社会の実現にむけて積極的に取り組める人
- ・自ら考えて学ぶ意欲があり、多様な人々と連携・協働できる人

<学科の構成>

社会福祉学科は二つの専攻で構成されています。

[社会福祉専攻] 保育士・社会福祉士の養成教育

社会福祉専攻では、人間性豊かな保育士や社会福祉士を育成することを目指し、援助を必要とする人達が自ら生きる勇気と意欲を持つことができるよう支援するため、相談・援助の専門的な知識と技術を学びます。資格取得に必要な専門科目だけでなく、教養科目や学科共通科目など幅広い選択・必修科目を開講しており、多様な福祉・保育ニーズに対応できる保育士や社会福祉士の育成を目指しています。

保育士と社会福祉士のための実習は、2年間で10週間、保育所や施設等で行います。

[介護福祉専攻] 介護福祉士の養成教育

介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が、家庭や施設において自立した豊かな生活ができるように、日常生活活動を援助し必要な助言を行う介護福祉士の養成を行っています。カリキュラムについては、介護福祉士に必要な専門知識と技術の科目のみならず、広範囲の社会福祉系科目に加え、「介護レクリエーションⅠ～Ⅳ(文化、音楽、造形、園芸)」、「障害とコミュニケーション技法」、「福祉経営とリーダーシップ」など多様な科目を開講しており、視野が広く応用力のある介護福祉士のリーダーの育成を目指しています。また、介護実習は、2年間で450時間行います。

<取得できる資格>

[社会福祉専攻] 保育士資格、社会福祉士国家試験受験資格^(注1)（但し、短大卒業後指定施設での2年間の実務経験が必要）、社会福祉主任用資格^(注2)

[介護福祉専攻] 介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主任用資格^(注2)

(注1) 社会福祉士国家試験受験資格：社会福祉士とは、社会福祉に関する専門的知識と技術をもち、身体的、または精神的な障害により日常生活を営む上で支障がある人の各種相談に応じ、福祉に関する助言、指導等の援助を行う専門職です。本学卒業後、2年間の相談援助実務を経て国家試験の受験資格が得られます。

(注2) 社会福祉主任用資格：社会福祉主任とは、都道府県や市町村の各種行政機関において、保護・援助を必要とする人のために相談・指導・援助等、福祉サービスにかかわる職務に従事する公務員のことです。任用資格とは、公務員として採用された後で初めて社会福祉主任を名乗ることができるということです。社会福祉主任用資格は、社会福祉施設職員等の資格基準などにも準用されています。

<卒業後の進路>

社会福祉専攻では、児童養護施設や障害者支援施設、保育所、公的機関等が主な就職先となっています。介護福祉専攻では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険関係の施設、重症心身障害児施設等が主な就職先となっています。

また、両専攻ともに、福祉系を中心に四年制大学へ編入学する学生もいます。

[こども学科]

<学科の教育目的>

こども学科は、子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成する。

<教育目標>

- 1 幅広い教養、専門的な知識・技術を元に、教育・保育活動を主体的に創り出す能力を養う。
- 2 子どもの発達や、様々な立場の子どもへの理解を土台にして、教育・保育活動を創造、展開する能力を養う。
- 3 自らの構想する教育・保育活動を、身体や言葉などで表現する能力を養う。
- 4 主体的に課題を見つけて考察し、研究しようとする態度と力を養う。
- 5 他の保育者や保護者、更には地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を養う。

<学科の特色>

- 1 少人数教育を基本とし、講義・演習・実習においてきめ細やかな教育を行います。
- 2 充実した専任の教授陣と整備された教育環境によって、専門の教育を行います。
- 3 多彩な分野の教養科目を用意し、学生の関心に応じた高い教養教育を行います。
- 4 幼稚園教諭、保育士の免許・資格取得に対して積極的な支援を行います。
- 5 卒業生に対して、個々の必要性に応じて相談支援を行います。

<求める学生像>

- ・保育への情熱と豊かな感性を持ち、専門性を身に付ける上で十分な基礎学力を有する人
- ・子どもと子どもを取り巻く環境に深く興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲の高い人
- ・周りの人と協働しつつ社会に貢献しようとする思いを持つ人

<取得できる資格>

- ・幼稚園教諭二種免許状
- ・保育士資格
- ・社会福祉主任用資格（注）

（注）社会福祉主任用資格：社会福祉主任とは、都道府県や市町村の各種行政機関において、保護・援助を必要とする人のために相談・指導・援助等、福祉サービスにかかる職務に従事する公務員のことです。任用資格とは、公務員として採用された後で初めて社会福祉主任を名乗ることができるということです。社会福祉主任用資格は、社会福祉施設職員等の資格基準などにも準用されています。

<卒業後の進路>

保育園（保育所）、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童発達支援センターなど）、公務員、四年制大学編入などが想定されます。

[一般教育等]

全学科・専攻に共通する「教養課程（一般教育）」は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標としています。開講される科目は、「人間理解」・「人間と現代社会」・「地域と生活」・「人間と自然環境」・「知の技法」・「健康とスポーツ」・「総合」の7つの群から構成されています。

学科ごとに定められた履修要項に従って科目を選択します。

(令和5年度開講科目)

区分	授業科目	区分	授業科目
人間理解	現代と哲学 現代と歴史 文学 人間の心理 生命と倫理 言語と表現 音楽通論	人間と自然環境	生活の化学 生物学 地球環境論 食生活と環境
人間と現代社会	生活と法 発達と教育 現代社会学 国際関係論 情報と生活	知の技法	英語 実用英会話 応用英語 データサイエンス入門 標本調査 情報処理演習 情報の活用
地域と生活	地域文化論 日本経済論 地域社会論	健康とスポーツ	健康科学論 体育実技

入学願書記入上の注意

- 1 用紙は折らないでください。
- 2 黒のボールペン又はインクで記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。
- 4 「専攻」は社会福祉学科志望者のみ記入してください。
- 5 「性別」、「出願資格」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「現住所」と「連絡先住所」が同一のときは、「連絡先住所」の欄は「同上」と記入してください。
- 7 「学歴」「職歴」の欄は、出身学校卒業後から現在までの経歴（家事手伝い等を含む）をすべて記入してください（記入欄に収まらない場合は、裏面に記入してください）。
- 8 誤って記入した場合は、二重線を引き、余白部分に訂正してください。訂印は不要です。